

常務理事	事務長	部長	課長	課長代理	係長	係員

様式コード
2   2   7   3

健康保険  
厚生年金保険

## 産前産後休業取得者申出書／変更(終了)届

令和 年 月 日提出

提出者記入欄	事業所整理記号		事業所記号(健保証記号)	
	事業所所在地	〒 -		
	事業所名称			
	事業主名			
	電話番号	( )		

組合受付印

社会保険労務士記載欄
氏名等

新規申出の場合は、共通記載欄に必要項目を記入してください。

変更・終了の場合は、共通記載欄に産前産後休業取得時に提出いただいた内容を記入のうえ、A.変更、B.終了の必要項目を記入してください。

共通記載欄 (新規申出)	① 健康保険被保険者証の番号	② 個人番号(基礎年金番号) ※70歳以上被用者の場合のみ
	③ 被保険者の氏名 (フリガナ)	④ 被保険者の生年月日 5:昭 年 月 日 7:平 9:令
	⑤ 備考	
	⑥ 出産予定年月日 9:令 年 月 日	⑦ 出産種別 0.単胎 ※ 出産予定の子の人数が2人(双子)以上の 1.多胎 ※ 場合に「1.多胎」を○印で囲んでください。
	⑧ 産前産後休業開始年月日 9:令 年 月 日	⑨ 産前産後休業終了予定年月日 9:令 年 月 日
	以下の⑩は、この申出書を出産後に提出する場合のみ記入してください。(⑩は記入不要です。)	
	⑩ (フリガナ) <b>記入不要</b>	⑪ 出産年月日 9:令 年 月 日

出産(予定)日・産前産後休業終了(予定)日を変更する場合 ※必ず共通記載欄も記入してください。

A. 変更	⑫ 変更後の出産(予定)年月日 9:令 年 月 日	⑬ 変更後の出産種別 0.単胎 ※ 出産予定の子の人数が2人(双子)以上の 1.多胎 ※ 場合に「1.多胎」を○印で囲んでください。
	⑭ 産前産後休業開始年月日 9:令 年 月 日	⑮ 産前産後休業終了予定年月日 9:令 年 月 日

予定より早く産前産後休業を終了した場合 ※必ず共通記載欄も記入してください。

B. 終了	⑯ 産前産後休業終了年月日 9:令 年 月 日
-------	----------------------------

- 産前産後休業期間とは、出産日以前42日(多胎妊娠の場合は98日)～出産日後56日の間に、妊娠または出産を理由として労務に従事しない期間のことです。
- この申出書を出産予定日より前に提出された場合で、実際の出産日が予定日と異なった場合は、再度『産前産後休業取得者変更届』(当届書の「共通記載」欄と「A.変更」欄に記入)を提出してください。休業期間の基準日である出産年月日はずれることで、開始・終了年月日が変わります。
- 産前産後休業取得申出時に記載した終了予定年月日より早く産休を終了した場合は、『産前産後休業終了届』(当届書の「共通記載」欄と「B.終了」欄に記入)を提出してください。
- 保険料が免除となるのは、産前産後休業開始日の属する月分から、終了年月日翌日の属する月の前月分までとなります。

この申出書は、産前42日（多胎妊娠の場合は98日）～産後56日の間に、妊娠または出産（妊娠85日目以降の早産・死産・流産・人工妊娠中絶を含む）を理由とした産前産後休業を取得した場合にご提出いただくものです。

・現在、育児休業中で保険料免除の申出をされている被保険者が続けて産前産後休業を取得する場合は、産前産後休業の保険料免除の方が優先されます。

育児休業中・養育特例申出中に産前産後休業を取得した場合は、産休開始日で育休・養育特例措置は終了となりますが、『育児休業等取得者終了届』『養育期間標準報酬月額特例終了届』の提出は不要です。

・役員、経営担当者等の使用者は産前産後休業取得の申出はできますが、育児休業等取得の申出は、原則できませんのでご注意ください。

#### （記入の方法）

- ①欄は、資格取得時に払い出された被保険者証の番号を必ず記入してください。
- ③欄は戸籍上の氏名を「かい書」で記入し、フリガナ欄は、カタカナで正確に記入してください。
- ④欄の5:昭・7:平・9:令の文字は、該当する文字を○印で囲み、戸籍上の生年月日を正確に記入してください。  
なお、年月日が1桁の場合は、前に0を記入してそれぞれ2桁にしてください。
- ⑤欄は、死産・流産・人工妊娠中絶の場合は、⑩欄「出生時の氏名」は空欄とし、備考欄にその旨を記入してください。
- ⑥欄は、出産後に提出する場合も、出産予定年月日を記入してください。
- ⑦欄は、出生児が1人（予定）の場合は「0.単胎」を、出生児が2人以上（予定）の場合は「1.多胎」を○印で囲んでください。
- ⑧欄は、⑦欄「出産種別」が「0.単胎」の場合、⑥欄「出産予定年月日」以前42日の範囲内の日付で記入してください。  
⑦欄「出産種別」が「1.多胎」の場合、⑥欄「出産予定年月日」以前98日の範囲内の日付を記入してください。  
「A.変更」「B.終了」の届出をされる場合は、最初に産前産後休業の申出を提出された際に記入した開始年月日を記入してください。
- ⑨欄は、⑥欄「出産予定年月日」の翌日以降56日以内の日付を記入してください。
- ⑩欄は、出産後に提出する場合に記入してください。複数人の場合は列記してください。

<A.変更> 出産予定年月日と実際の出産年月日が異なった場合は、共通記載欄①～⑩を記入のうえ、⑫～⑮も記入してください。

- ⑫欄は、実際の出産年月日、または変更後の出産予定年月日を記入してください。
- ⑬欄は、変更の有無にかかわらず、必ず記入してください。
- ⑭欄は、出産年月日が予定より前だった場合、変更後の出産（予定）年月日を基準として、産前42日（多胎は98日）の範囲内で休業していた日付に変更してください。  
実際の出産年月日が予定より後だった場合は、変更前の開始予定年月日をそのまま記入してください。
- ⑮欄は、実際の出産年月日の翌日以降56日以内の日付に変更してください。

<B.終了> 申出の際に記入された終了予定日より早く育児休業を終了した場合は、共通記載欄①～⑫を記入のうえ、⑭欄も記入してください。

- ⑭欄は、実際に産前産後休業を終了した日付を記入してください。  
最初に育児休業の申出をされた際に記入した終了予定年月日と同日の場合は、提出の必要はありません。

#### （お知らせ）

##### ・申出の場合

この申出により、産前産後休業を開始した日の属する月から終了した日の翌日が属する月の前月までの期間について、健康保険・厚生年金保険の保険料が事業主・被保険者分とも免除されます。なお、保険料の免除期間中も健康保険・厚生年金保険の被保険者資格が存続しているため、標準報酬月額に基づき、将来の年金額の計算が行われます。産前産後休業等の期間内に支払われた賞与等は、被保険者は徴収されませんが標準賞与額として決定され、将来の年金額計算等もこの標準賞与額が用いられるとともに、健康保険の年度累計額に算入されます。

##### ・終了の場合

終了日の翌日が属する月分から健康保険・厚生年金保険の保険料が発生します。産前産後休業終了後に受ける報酬が、従前の標準報酬月額と比較して変動があった場合は、『産前産後休業終了時報酬月額変更届』『養育期間標準報酬月額特例申出書』を提出することができます。ただし、終了後引き続き育児休業等を開始する場合は、産前産後給料終了時報酬月額変更には該当しませんので、『育児休業等取得者申出書』のみを提出してください。